

(結果公表様式)

第3次東御市農業振興計画（素案）に対する

パブリックコメントの結果について

1 募集の概要

件名	第3次東御市農業振興計画（素案）
意見の募集期間	令和6年12月10日（火）～令和7年1月8日（水）
意見の受付方法	電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接、ながの電子申請サービス
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、中央公民館2階、総合福祉センター1階、滋野コミュニティーセンター、称津公民館、和コミュニティーセンター、北御牧公民館
結果の公表場所	同上
提出状況	(1) 提出者数 2人 (2) 提出意見数 29件
実施機関	東御市産業経済部農林課農政係 電話：0268-64-5894 ファックス：0268-64-5881 電子メール：nousei@city.tomi.nagano.jp

2 ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方
1	パブリックコメントは、2024年11月13日の第2回農業振興審議会での審議後、直ちに実施すべきである。	ご意見として承り、今後の事業推進の参考とさせていただきます。
2	素案の策定にあたっての審議会等の審議経過を資料として記載することを提案したい。	ご意見として承り、今後の事業推進の参考とさせていただきます。
3	第1章1計画策定の背景（2）国の動向について、2024年6月改正として6点列挙されているが、記載の意味がくみ取れないため、①食料安全保障のあり方、②食料の安定供給の確保、③環境負荷低減に向けた取組の強化、④農業の持続的な発展、⑤農村の振興、⑥多面的機能の発揮の6点の記載にすることを提案したい。	基本法第2条から6条を引用し、下記のとおり列挙しました。 ・食料安全保障の確保 ・環境と調和のとれた食料システムの確立 ・多面的機能の発揮 ・農業の持続的な発展 ・農村の振興

4	第3章基本理念について、「1 基本理念と施策」とあるが「施策」に関する内容がない。 また、「基本法」とあるが、「改正食料・農業・農村基本法」と記載することを提案したい。	・第3章「基本理念」を「基本理念と計画の施策体系」に、「1 基本理念と施策」を「基本理念」に、「2 計画の体系」を「2 計画の施策体系」に修正しました。 ・「第1章1 計画策定の背景（2）国の動向」において、食料・農業・農村基本法について記載していますが、（以下「基本法」という）と記載のとおり、以降については「基本法」で統一しております。
5	「第3章1 基本理念と施策」について、同法第1章第2条及び第6条を引用しているが、第2条第1項、同条第3項、第6条のように、それぞれにカッコ書きすることを提案したい。	ご提案のとおり、それぞれ引用条項を追記しました。
6	基本法に関する「基本理念」が示されていると記載があるが、「新たな展開方向」とすることとし、その下段の「基本理念にのっとり」も「新たな展開方向にのっとり」と記載することを提案したい。	ご提案のとおり、「基本理念」を「新たな展開方針」に修正しました。
7	2度記載のある「第3次東御市総合計画より」の記載をそれぞれ「第3次東御市総合計画将来像」、「第3次東御市総合計画基本目標Ⅳ」とすることを提案したい。	ご提案のとおり、それぞれ「第3次東御市総合計画将来像」、「第3次東御市総合計画基本目標Ⅳ」に修正しました。
8	第3次東御市総合計画に従えば、「将来像」の次に「市民憲章」が記載されているので、総合計画の次に市民憲章を記載することを提案したい。	第3次東御市総合計画は、まず計画の将来像を打ち出しているものの、市民憲章を基本理念としています。 これにのっとり、記載のとおりとします。
9	末語の「強力に進めます」を「基本理念とします」と記載することを提案したい。	「豊かな農・食文化を育み、『ほどよく、田舎。』を醸すまちづくり」を本計画の基本理念とします。に修正しました。
10	第3章は「基本理念と計画の体系」とし、「3 重要業績評価指標（KPI）」と「4 総合計画における重点プロ	「重要業績評価指標（KPI）」及び「4 総合計画における重点プロジェクトの推進」は、第3次東御市総合計画における基本目標Ⅳ

	ジェクトの推進」は第5章「計画の推進にあたって」への記載とすることを提案したい。	実現のための成果指標及び重点的な取組みとの整合を図っており、総合計画と本計画の体系と関連が深いため記載のとおりとします。 計画の進捗及びPDCAサイクルについては、ご提案のとおり、「第5章 計画の推進にあたって」へ記載しました。
11	第3章「1 基本理念と施策」は「1 基本理念」に、「2 計画の体系」は「2 計画の体系と基本施策」と記載することを提案したい。	ご提案のとおり、「1 基本理念と施策」を「1 基本理念」へ、「2 計画の体系」を「2 計画の体系と基本施策」に修正しました。
12	「重要業績評価指標（KPI）」と「東御市農業農村支援センター」の用語解説を記載することを提案したい。	「重要業績評価指標（KPI）」及び「東御市農業農村支援センター」の脚注を追記しました。
13	「第4章施策課題と方策」の記載に従うと、「現状と課題」があつて「基本施策の方向性が」あるので、記載の順番を変えることを提案したい。	「現状と課題」、「基本施策の方向性」の順に並び替えました。
14	「基本施策1 農業生産基盤の整備と保全 個別施策2 ②農業振興地域整備計画に関する事」の主な事業等に「農業振興審議会の運営」がある。個別施策2 ②は農業振興の広義と位置付ければ、個別施策1 ①農業、畜産業及び水産業の振興に関する事に含まれると考えられるので、個別施策1 ①に含めることを提案したい。	基本施策1 個別施策1は農畜産業振興そのものに関する内容とし、個別施策2はそれらの基盤となる土地（農地）利用に関する項目として分けているため、記載のとおりとします。
15	「食品の偽装表示問題やポジティブリスト制度の導入等、消費者は生産から流通における安全・安心への取組みを強く望んでいます」の課題に対する施策を、基本施策1 個別施策①から⑤に記載することを提案したい。	食品の偽装、ポジティブリスト制度の導入は消費者のニーズの高まりの例であり、農業部門において取組む内容としては、個別施策1 ①-Bに記載のとおりです。
16	「東御市農業技術者連絡協議会」、「農地中間管理機構」、「多面的機能支払交付金事業」、「中山間地域	「東御市農業技術者連絡協議会」、「農地中間管理機構」、「多面的機能支払交付金事業」、「中山間地域等直接支払交付金事業」の

	等直接支払交付金事業」について用語解説することを提案したい。	脚注を記載しました。
17	東御市立地適正化計画については「策定中」と記載することを提案したい。	「東御市立地適正化計画（2025（令和7）年3月現在策定中）」と追記しました。
18	「栽培振興」、「農業生産」、「ブランド力」の強化、「PR・情報発信」、「販路拡大・販路開拓」、「6次産業化」、「高付加価値化」の概念について明確にすることを提案したい。	ご意見として承り、今後の事業推進の参考とさせていただきます。
19	「6次産業化」や「高付加価値化」は基本である「農業生産」、「栽培振興」の実現が図られないと実現しないため、基軸となる市内産農畜産物の生産支援について、基本施策1個別施策1①農業、畜産業及び水産業の振興に関することとすることを提案したい。	ご意見として承り、今後の事業推進の参考とさせていただきます。
20	「6次産業化」や「高付加価値化」はともに「他分野との連携を図る」ため、1つの個別施策とすることを提案したい。	「個別施策1⑥6次産業化に関すること」は、第2次・3次産業側の視点を取り入れたの連携支援を示しており、「個別施策2⑦他分野連携による高付加価値化に関すること」は、産業の枠を超えた他分野との連携による農畜産物の価値向上の支援を示しているため、記載のとおりとします。
21	基本施策2「個別施策3⑧農畜産物のブランディング・プロモーションに関すること」と「個別施策9⑭販路拡大・販路開拓及び情報発信に関すること」をひとつにまとめることを提案したい。	ブランディングと販路拡大・開拓は分けて考えているため、記載のとおりとします。
22	「基本施策2 個別施策5⑩地産地消・地消地産に関すること」に「県等と連携した食育教育」の記載があるが、「県等」の趣旨がわかる記載にすることを提案したい。	長野県食育推進計画や東御市健康づくり計画、東御市教育基本計画に基づく食育事業を主な事業として示しているため、「県や庁内関係課」に修正しました。

23	「基本施策2 個別施策7 ⑫農畜産物振興団体の育成及び支援に関すること」に、「東部地区学校給食センターへの食材の安定的供給団体の創設または支援」を記載することを提案したい。	ご意見として承り、今後の事業推進の参考とします。
24	「基本施策2 個別施策8 ⑬農・食文化の保護・継承に関すること」に、「小中学校における農・食文化の食育」を記載することを提案したい。	主な事業等の中で包含しているため、記載のとおりとします。
25	基本施策3 農業の担い手の育成・支援と安定的な農業経営の確立 「個別施策1 ⑮担い手の育成及び確保に関すること」と、「個別施策2 ⑯新規就農者の育成及び確保に関すること」と別に記載されているが、主な事業等は重複しているため、ひとつの個別施策とすることを提案したい。	記載のとおりとします。
26	基本施策3 個別施策3 ⑰農地の流動化に関することの「旧 人・農地プラン」、「農地中間管理事業」について用語解説を記載することを提案したい。	地域計画の脚注を、旧 人・農地プランを含めた内容に修正しました。 また、農地中間管理事業の脚注を追記しました。
27	基本施策3 個別施策4 ⑱農業振興団体の育成及び支援に関することの「農業振興団体」と基本施策2 個別施策7 ⑫の「農畜産物振興団体」の類似表記について検討を提案したい。	団体の列挙により区別していますので、記載のとおりとします。
28	第1章5 SDGs（持続可能な開発目標）に「5 ジェンダー平等を実現しよう」を記載すること、家族農業経営に関わる世帯員が、経営方針や役割分担、収益の配分、就業環境などについて話し合い、取り決める農業経営協定について記載することを提案したい。	「基本施策3 個別施策1 ⑮担い手の育成及び確保に関すること」の主な事業等「経営相談・支援」に包含しているため、記載のとおりとします。

29	基本施策 2 の個別施策 1 ～ 9 の内容には、地域に深い関わりのある内容があり、また、基本施策 3 個別施策 1 の内容には、「集落営農」の記載があるため、小学校区単位での施策の実施により確度が高まると考えます。よって、地域づくりの会に対応する施策内容を明記することを要望します。	ご意見として承り、市内 5 地区の地域ビジョンとの関わりの中で連携しています。
----	---	--